

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福島県報

## 目次

告示	〇県営土地改良事業計画を定めた件二件	四六
	〇県営土地改良事業計画を変更した件	四六
	〇保安林の指定をする予定である旨通知があった件	四六
	〇道路の区域を変更する件五件	四六
	〇道路の供用を開始する件三件	四六
公告	〇福島県准看護師試験を実施する件	四六
	〇一般競争入札を行う件	四六
	〇土地改良区の役員が就任した旨届出があった件	四七
	〇地域森林計画の案を定めた件	四七
	〇地域森林計画の変更案を定めた件三件	四七
	〇浸水想定区域を指定した件	四七

## 告示

### 福島県告示第六百八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、只見地区に係る県営農地中間管理機構関連農地整備事業（農地整備事業）を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和四年十月十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類
- 土地改良事業計画書の写し
- 縦覧の期間
- 令和四年十月十九日から（二十二日間）

同 年十一月九日まで

縦覧の場所  
只見町役場

（農村計画課）

### 福島県告示第六百八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、梁取地区に係る県営農地中間管理機構関連農地整備事業（農地整備事業）を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和四年十月十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類
- 土地改良事業計画書の写し
- 縦覧の期間
- 令和四年十月十九日から（二十二日間）
- 同 年十一月九日まで
- 三 縦覧の場所  
只見町役場

（農村計画課）

### 福島県告示第六百八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、高平中部地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和四年十月十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類
- 土地改良事業変更計画書の写し
- 縦覧の期間
- 令和四年十月十九日から（二十二日間）
- 同 年十一月九日まで
- 三 縦覧の場所  
南相馬市役所

（農村計画課）

### 福島県告示第六百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和四年十月十八日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 保安林予定森林の所在場所  
伊達郡川俣町飯坂字山神坂四の一、五の一、五の二、字中曾根二
  - 二 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 三 指定施業要件
    - 1 立木の伐採の方法
      - (一) 主伐は、択伐による。
      - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、川俣町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び川俣町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第六百八十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和四年十月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年十月十八日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 三四九号	伊達市梁川町字東土橋 一五番一地从先から 同 市梁川町八幡字江 越二六番一地从先まで	変更前	A 六・六〇 B 三・四・七	三、一六〇・〇
		変更後	A 六・六〇 B 二〇・一〇 五四・五 九九・五	三、一六〇・〇 二、七五〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第六百八十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和四年十月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年十月十八日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道平松 梁川線	伊達市梁川町字上町八 〇番地先から 同 市梁川町字大町二 丁目四五番一地从先まで	変更前	一〇・六〇 一七・〇	一三二・八
		変更後	一〇・六〇 五四・五	六八〇・三

(道路計画課)

福島県告示第六百八十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和四年十月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年十月十八日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道いわ き石川線	石川郡古殿町大字松川 字前木五二番三地从先か ら	変更前	一一・〇〇 一一三・八	一三七・三
		変更後	一一・〇〇	一三七・三

字前木三〇番四地先まで	五八・二
-------------	------

(道路計画課)

福島県告示第六百九十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和四年十月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年十月十八日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前の変更後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
県道草野大倉鹿島線	相馬郡飯館村草野字車九一番一地从先から	変更前	一〇・七 二二・〇	三〇二・一
	同 郡同 村草野字沢目木一番一地从先まで	変更後	一〇・七 一三・六	二四・〇

(道路計画課)

福島県告示第六百九十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和四年十月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年十月十八日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前の変更後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)

一般国道三九九号	相馬郡飯館村二枚橋字本町一八五番一地从先から	変更前	A 六・五 B 二八・二	六六〇・五
	同 郡同 村二枚橋字本町二八五番一地从先まで	変更後	A 六・五 B 二八・二	七六六・二

(道路計画課)

福島県告示第六百九十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和四年十月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年十月十八日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道草野大倉鹿島線	相馬郡飯館村草野字沢目木一番一地从先から	令和四年一〇月一八日
	同 郡同 村草野字沢目木一番一地从先まで	

(道路計画課)

福島県告示第六百九十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和四年十月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年十月十八日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道上戸渡広野線	双葉郡広野町大字上浅見川字平鈴一番五一地从先から	令和四年一〇月一八日

同 郡同 町大字上浅見川字平鈴  
一番五一地先まで

(道路計画課)

福島県告示第六百九十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和四年十月十八日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和四年十月十八日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道三九九号	相馬郡飯館村二枚橋字本町一八五番一地从先から 同 郡同 村二枚橋字本町二八五番一地从先まで	令和四年一〇月一八日

(道路計画課)

公 告

公告第二百三十八号

保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号)第十八条の規定により、令和四年度福島県准看護師試験を次のとおり実施する。  
令和四年十月十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 試験期日  
令和五年二月十四日(火) 午後一時三十分開始
  - 二 試験場所  
郡山市南二丁目五十二番地 福島県産業交流館(ビッグパレットふくしま)
  - 三 提出書類
    - 1 受験願書
    - 2 写真
- 出願前六月以内に脱帽して正面から撮影した縦六センチメートル横四センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載し、受験用写真台紙に貼り付けること。

3 受験資格を証する書類

(一) 保健師助産師看護師法施行規則(昭和二十六年厚生省令第三十四号。以下「規則」という。)第二十七条第二号から第四号までに掲げる書類とする。  
(二) 受験願書の受付期間内に規則第二十七条第二号の修業証明書又は卒業証明書を添付することができない者は、当該証明書に代えて修業見込証明書又は卒業見込証明書を添付すること。ただし、この者が令和五年三月九日(木)までに修業証明書又は卒業証明書を知事に提出しないときは、試験結果のいかんにかかわらず、当該試験は無効とする。

四 受験手数料

六千九百円とし、相当金額の福島県収入証紙を受験願書に貼って納入すること(消印はしないこと)。

五 受験願書の受付期間

令和四年十一月十四日から同月十八日までに郵送(書留郵便)又は持参のこと(郵送の場合は、令和四年十一月十八日までの通信日付印のあるものは有効とする)。

六 受験願書の提出先

福島県保健福祉部健康衛生総室地域医療課医療人材対策室  
福島市杉妻町二番十六号(郵便番号九六〇一八六七〇)  
電話 〇二四一五二一七二二二(直通)

七 その他

1 受験願書用紙等を郵便で請求する場合は、封筒の表に「准看護師試験願書請求」と朱書して百四十円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、前記受験願書の提出先へ請求すること。  
2 試験の詳細については、福島県保健福祉部健康衛生総室地域医療課医療人材対策室に問い合わせること。

(地域医療課医療人材対策室)

**公告第239号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立テクノアカデミー郡山ほか4施設の電気供給業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和4年10月18日

福島県知事 内堀雅雄

**1 入札に付する事項**

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 福島県立テクノアカデミー郡山ほか4施設の電気供給業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。
- (3) 供給期間 令和5年1月1日から同年12月31日まで
- (4) 供給場所

ア 福島県立テクノアカデミー郡山（福島県郡山市上野山5番地）

イ 福島県立テクノアカデミー会津（福島県喜多方市塩川町御殿場四丁目16番地）

ウ 福島県立テクノアカデミー浜（福島県南相馬市原町区萱浜字巢掛場45番地の112）

エ 福島県ハイテクプラザ（福島県郡山市待池台一丁目12番地）

オ 福島県ハイテクプラザ会津若松技術支援センター（福島県会津若松市一箕町大字鶴賀字下柳原88番1）

**2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項**

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者として登録を受けている者であること。
- (5) 福島県が示す予定使用電力量と同程度の電気供給実績があり、かつ、供給開始日から確実に安定した供給ができる者であること。

**3 入札に参加する者に必要な資格の確認**

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)及び(5)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和4年11月2日（水）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県商工労働部商工労働総室商工総務課

電話024-521-7269

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、令和4年11月2日（水）午後5時15分まで必着とする。

**4 契約条項を示す場所及び期間**

3に掲げる場所において、令和4年10月18日（火）から同年11月2日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

**5 入札説明書等の配布**

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和4年10月21日（金）午後5時15分までに必着で請求すること。

## 6 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日時 令和4年11月15日（火）午後2時
- (2) 場所 福島県庁西庁舎12階商工総務課分室（福島県福島市杉妻町2番16号）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和4年11月14日（月）午後5時15分までに3に掲げる場所に必着とする。

## 7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

## 8 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

## 10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価（kW単価（小数点以下を含むことができる。））。同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（kWh単価（小数点以下を含むことができる。））。同一月においては単一のものとする。）を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

## 11 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Electricity Supply for use at Koriyama Technical Academy and 4 other facilities 1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 2:00 p.m., 15 November 2022
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:15 p.m., 14 November 2022
- (4) Contact point for the notice: General Affairs Division, Commerce, Industry and Labour Section, Commerce, Industry and Labour Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7269

（商工総務課）

公告第二百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。  
令和四年十月十八日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称	梁川町土地改良区
退任した役員	氏名
就任した役員	氏名
理事	橘 茂樹
同	幕田 繁
同	渡邊 文好
同	中村 十九男
同	佐藤 良一
同	大友 俊一
同	佐藤 隆雄
同	三浦 雄一
同	渡邊 茂
同	本多 金治郎
同	穴戸 久徳
同	大槻 孝徳
同	三浦 正喜
同	佐藤 宣雄
同	渡邊 武
同	氏家 忠芳
同	氏名
理事	橘 茂樹
同	佐藤 良一
同	佐藤 隆雄
同	中村 十九男
同	大友 俊一
同	渡邊 茂
同	菅野 嘉昭
同	穴戸 和司
同	安藤 利夫
同	秋葉 十二
同	森 忠男
住所	伊達市梁川町柳田字町ノ内四四番地二
同	市梁川町山舟生字加老一四番地
同	市梁川町大関字間野三五番地
同	市梁川町字栄町五五番地
同	市梁川町八幡字火明一〇番地二
同	市梁川町大関字上原八八番地
同	市梁川町新田字鈴竹一一五番地
同	市梁川町白根字木ノ田一一五番地
同	市梁川町字天神町四〇番地
同	市梁川町大関字西裏二五番地二
同	市梁川町舟生字馬坂七九番地
同	市梁川町舟生字恵土二番地二
同	市梁川町舟生字大正寺一一四九番地
同	市梁川町新田字大正寺一一四九番地
同	市梁川町舟生字台一一番地
同	市梁川町新田字大正寺一一四九番地
同	市梁川町舟生字大犬山一〇番地
同	市梁川町舟生字西三一一番地

同	八巻 長一	同	市梁川町山舟生字除石二五番地
同	氏家 忠芳	同	市梁川町舟生字大犬山一〇番地
同	氏家 久雄	同	市梁川町舟生字大犬ケ窪五番地一
同	橘 真吾	同	市梁川町新田字東前一〇五番地三

(農村計画課)

公告第二百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により、磐城森林計画区に係る地域森林計画をたてる予定であるので、その案を次のとおり縦覧に供する。  
令和四年十月十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類
  - 二 縦覧の期間
  - 三 縦覧の場所
- 一 縦覧に供する書類  
磐城地域森林計画書案
- 二 縦覧の期間  
令和四年十月十八日から同年十一月十七日まで
- 三 縦覧の場所  
福島県農林水産部森林林業総室森林計画課、福島県相双農林事務所森林林業部、福島県相双農林事務所富岡林業指導所及び福島県いわき農林事務所森林林業部

(森林計画課)

公告第二百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により、阿武隈川森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、その案を次のとおり縦覧に供する。  
令和四年十月十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類
  - 二 縦覧の期間
  - 三 縦覧の場所
- 一 縦覧に供する書類  
阿武隈川地域森林計画書変更案
- 二 縦覧の期間  
令和四年十月十八日から同年十一月十七日まで
- 三 縦覧の場所  
福島県農林水産部森林林業総室森林計画課、福島県北農林事務所森林林業部、福島県中農林事務所森林林業部及び福島県南農林事務所森林林業部

(森林計画課)

公告第二百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により、奥久慈森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、その案を次のとおり縦覧に供する。

令和四年十月十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する書類  
奥久慈地域森林計画書変更案
- 二 縦覧の期間  
令和四年十月十八日から同年十一月十七日まで
- 三 縦覧の場所  
福島県農林水産部森林林業総室森林計画課及び福島県南農林事務所森林林業部

(森林計画課)

公告第二百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により、会津森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、その案を次のとおり縦覧に供する。  
令和四年十月十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する書類  
会津地域森林計画書変更案
- 二 縦覧の期間  
令和四年十月十八日から同年十一月十七日まで
- 三 縦覧の場所  
福島県農林水産部森林林業総室森林計画課、福島県会津農林事務所森林林業部及び福島県南会津農林事務所森林林業部

(森林計画課)

公告第二百四十五号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項の規定により、水原川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域、浸水した場合想定される水深及び浸水した場合に想定される浸水の継続時間を定めた。  
この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県東北建設事務所企画管理部管理課に備え置いて閲覧に供する。  
令和四年十月十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄  
(河川整備課)